

平成 27 年 7 月 2 日
大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室
室 長 中村 年宏
室長補佐 松下 英嗣
(担当・内線)
世帯担当 国民生活基礎統計第一係 (7587)
所得担当 国民生活基礎統計第二係 (7588)
(電 話 代 表) 03 (5253) 1111
(ダイヤルイン) 03 (3595) 2974

平成 26 年 国民生活基礎調査の概況

目 次

調査の概要	-----	1 頁
結果の概要		
Ⅰ 世帯数と世帯人員数の状況		
1 世帯構造及び世帯類型の状況	-----	3
2 65 歳以上の者のいる世帯の状況	-----	4
3 65 歳以上の者の状況	-----	6
4 児童のいる世帯の状況	-----	7
5 15 歳以上の者の就業の状況	-----	9
Ⅱ 各種世帯の所得等の状況		
1 年次別の所得の状況	-----	10
2 所得の分布状況	-----	11
3 世帯主の年齢階級別の所得の状況	-----	12
4 児童のいる世帯の所得の状況	-----	12
5 所得の種類別の状況	-----	13
6 生活意識の状況	-----	14
統計表	-----	15
用語の説明	-----	19

平成 26 年国民生活基礎調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

厚生労働省ホームページ(URL) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html>

【利用上の注意】

（１）表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の 2 分の 1 未満の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

- （２）この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- （３）「世帯」に関する事項において、年次推移に係る昭和 60 年以前の数値は「厚生行政基礎調査（厚生省大臣官房統計情報部）」による。
- （４）平成 7 年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。
- （５）平成 23 年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら 3 県分を除いたものとなっている。
- （６）平成 24 年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

平成26年は中間年であるので、世帯の基本的事項及び所得について調査を実施した。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成22年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯（約5万9千世帯）及び世帯員（約14万8千人）を、所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約9千世帯）及び世帯員（約2万2千人）を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

① 世帯票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者（おおむね3か月以上）、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者（住民登録を病院に移している者）、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

② 所得票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舍に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

3 調査の実施日

世帯票 …… 平成26年6月5日（木）

所得票 …… 平成26年7月10日（木）

4 調査の事項

世帯票 …… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

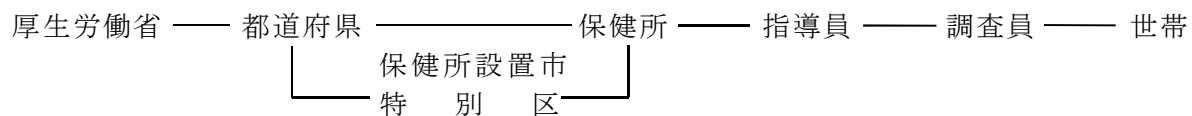
所得票 …… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

5 調査の方法

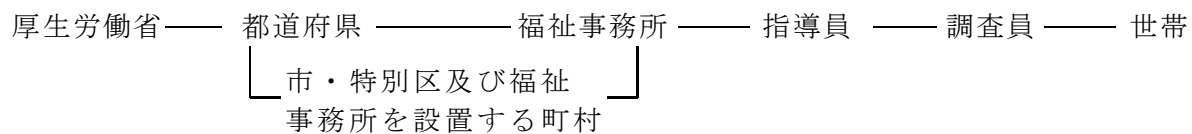
あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。ただし、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。

6 調査の系統

①世帯票



②所得票



7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調 査 客 体 数	回 収 客 体 数	集 計 客 体 数 (集計不能のものを除いた数)
世 帯 票	59 474世帯	46 816世帯	46 804世帯
所 得 票	8 904世帯	7 133世帯	6 837世帯

※ 国民生活基礎調査は、統計法に基づく基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための統計調査である。

結 果 の 概 要

I 世帯数と世帯人員数の状況

1 世帯構造及び世帯類型の状況

平成 26 年 6 月 5 日現在における全国の世帯総数は 5043 万 1 千世帯となっている。

世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が 1454 万 6 千世帯（全世帯の 28.8%）で最も多く、次いで「単独世帯」が 1366 万 2 千世帯（同 27.1%）、「夫婦のみの世帯」が 1174 万 8 千世帯（同 23.3%）となっている。

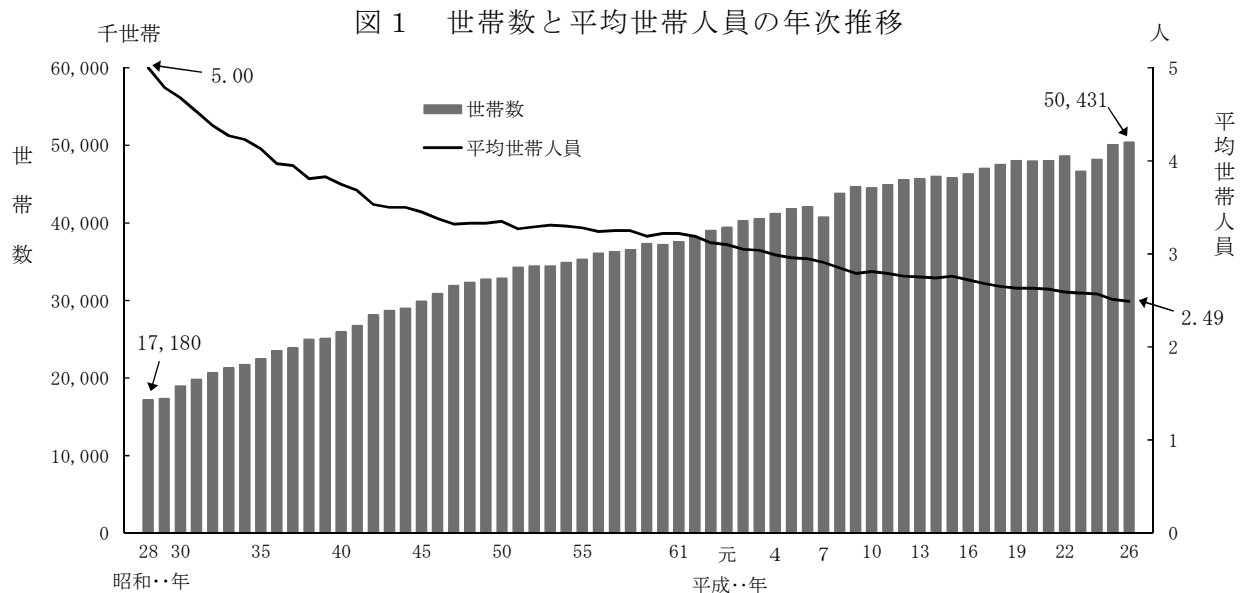
世帯類型をみると、「高齢者世帯」は 1221 万 4 千世帯（全世帯の 24.2%）で、年次推移をみると増加傾向となっている。

平均世帯人員は 2.49 人で、年次推移をみると減少傾向となっている。（表 1、図 1）

表 1 世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年 次	総 数	世 帯 構 造						世 帯 類 型				平 均 世帯人員
		単独世帯	夫婦のみ の 世 帯	夫婦と未婚 の子のみの 世 帯	ひとり親と 未婚の子の みの世帯	三世 世 帯	その他の 世 帯	高 齢 者 世 帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世 帯	
		推 計 数 （単位：千世帯）										（人）
昭和61年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
平成元年	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
4	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
7	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
10	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
13	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
16	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
19	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
22	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
25	50 112	13 285	11 644	14 899	3 621	3 329	3 334	11 614	821	91	37 586	2.51
26	50 431	13 662	11 748	14 546	3 576	3 464	3 435	12 214	732	101	37 384	2.49
		構 成 割 合 （単位：％）										
昭和61年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
平成元年	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
4	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
7	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
10	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
13	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
16	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
19	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	・
22	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・
25	100.0	26.5	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7	23.2	1.6	0.2	75.0	・
26	100.0	27.1	23.3	28.8	7.1	6.9	6.8	24.2	1.5	0.2	74.1	・

注：平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。



注：1）平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2）平成 23 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3）平成 24 年の数値は、福島県を除いたものである。

2 65歳以上の者のいる世帯の状況

65歳以上の者のいる世帯は2357万2千世帯（全世帯の46.7%）となっている。

世帯構造をみると、「夫婦のみの世帯」が724万2千世帯（65歳以上の者のいる世帯の30.7%）で最も多く、次いで「単独世帯」が595万9千世帯（同25.3%）、「親と未婚の子のみの世帯」が474万3千世帯（同20.1%）となっている。（表2、図2）

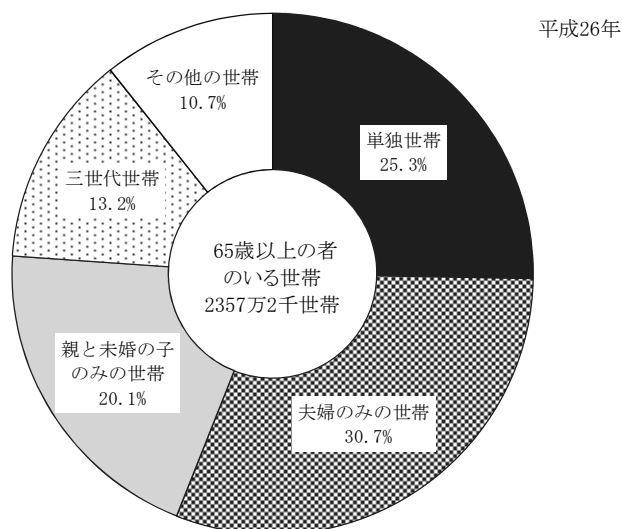
表2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

年次	65歳以上の者のいる世帯	全世帯に占める割合（%）	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	（再掲）65歳以上の者のみの世帯
推計数（単位：千世帯）								
昭和61年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339
平成元年	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035
4	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666
7	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370
10	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597
13	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636
16	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855
19	19 263	(40.1)	4 326	5 732	3 418	3 528	2 260	8 986
22	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 836	3 348	2 313	10 188
25	22 420	(44.7)	5 730	6 974	4 442	2 953	2 321	11 594
26	23 572	(46.7)	5 959	7 242	4 743	3 117	2 512	12 193
構成割合（単位：%）								
昭和61年	100.0	・	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
平成元年	100.0	・	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
4	100.0	・	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
7	100.0	・	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
10	100.0	・	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
13	100.0	・	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
16	100.0	・	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
19	100.0	・	22.5	29.8	17.7	18.3	11.7	46.6
22	100.0	・	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2
25	100.0	・	25.6	31.1	19.8	13.2	10.4	51.7
26	100.0	・	25.3	30.7	20.1	13.2	10.7	51.7

注：1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

図2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造



注：「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

65歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯の世帯構造をみると、「単独世帯」が595万9千世帯（高齢者世帯の48.8%）、「夫婦のみの世帯」が580万1千世帯（同47.5%）となっている（表3、図3）。

「単独世帯」をみると男は32.0%、女は68.0%となっている。

性別に年齢構成をみると、男は「65～69歳」が33.5%、女は「70～74歳」が22.6%で最も多くなっている（図4）。

表3 高齢者世帯の世帯構造の年次推移

年次	高齢者世帯	単独世帯	男の単独世帯	女の単独世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯
		推 計 数 (単位：千世帯)				
昭和61年	2 362	1 281	246	1 035	1 001	80
平成元年	3 057	1 592	307	1 285	1 377	88
4	3 688	1 865	348	1 517	1 704	119
7	4 390	2 199	449	1 751	2 050	141
10	5 614	2 724	555	2 169	2 712	178
13	6 654	3 179	728	2 451	3 257	218
16	7 874	3 730	906	2 824	3 899	245
19	9 009	4 326	1 174	3 153	4 390	292
22	10 207	5 018	1 420	3 598	4 876	313
25	11 614	5 730	1 659	4 071	5 513	371
26	12 214	5 959	1 909	4 049	5 801	455
		構 成 割 合 (単位：%)				
昭和61年	100.0	54.2	10.4	43.8	42.4	3.4
平成元年	100.0	52.1	10.0	42.0	45.0	2.9
4	100.0	50.6	9.4	41.1	46.2	3.2
7	100.0	50.1	10.2	39.9	46.7	3.2
10	100.0	48.5	9.9	38.6	48.3	3.2
13	100.0	47.8	10.9	36.8	49.0	3.3
16	100.0	47.4	11.5	35.9	49.5	3.1
19	100.0	48.0	13.0	35.0	48.7	3.2
22	100.0	49.2	13.9	35.3	47.8	3.1
25	100.0	49.3	14.3	35.1	47.5	3.2
26	100.0	48.8	15.6	33.2	47.5	3.7

注：1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

図3 高齢者世帯の世帯構造

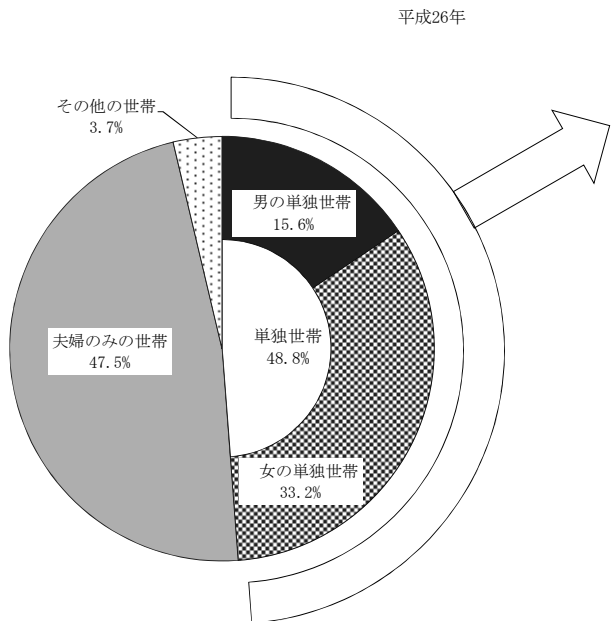
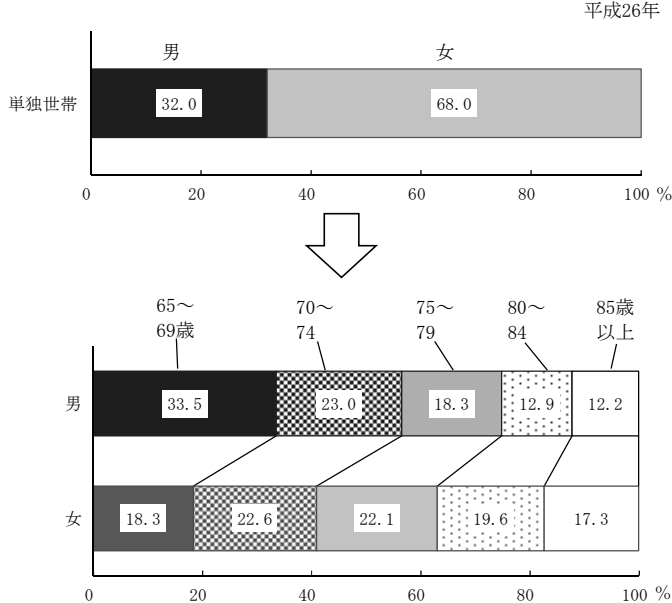


図4 65歳以上の単独世帯の性・年齢構成



注：「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世帯世帯」を含む。

3 65歳以上の者の状況

65歳以上の者は3432万6千人となっている。

家族形態をみると、「子と同居」の者が1394万1千人（65歳以上の者の40.6%）で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方又は一方が65歳以上）の者が1304万3千人（同38.0%）、「単独世帯」の者が595万9千人（同17.4%）となっている。

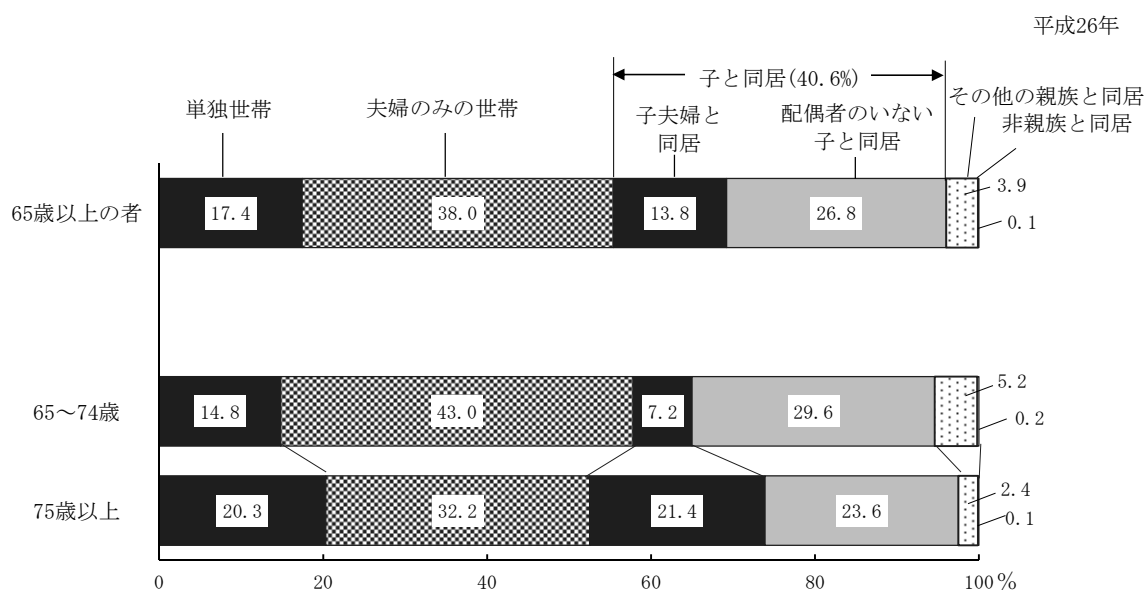
年齢階級別に家族形態をみると、「75歳以上」の者は「65～74歳」の者に比べ、「単独世帯」及び「子夫婦と同居」の割合が高くなっている。（表4、図5）

表4 65歳以上の者の家族形態の年次推移

年次	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居	配偶者のいない子と同居	その他の親族と同居	非親族と同居
	推計数（単位：千人）							
昭和61年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37
平成元年	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29
4	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41
7	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31
10	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36
13	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41
16	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55
19	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45
22	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27
25	32 394	5 730	12 487	12 950	4 498	8 452	1 193	33
26	34 326	5 959	13 043	13 941	4 728	9 213	1 339	44
	構成割合（単位：%）							
昭和61年	100.0	10.1	22.0	64.3	46.7	17.6	3.2	0.3
平成元年	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7	3.1	0.2
4	100.0	11.7	27.6	57.1	38.7	18.4	3.4	0.3
7	100.0	12.6	29.4	54.3	35.5	18.9	3.5	0.2
10	100.0	13.2	32.3	50.3	31.2	19.1	4.0	0.2
13	100.0	13.8	33.8	48.4	27.4	21.0	3.8	0.2
16	100.0	14.7	36.0	45.5	23.6	21.9	3.6	0.2
19	100.0	15.7	36.7	43.6	19.6	24.0	3.8	0.2
22	100.0	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8	3.6	0.1
25	100.0	17.7	38.5	40.0	13.9	26.1	3.7	0.1
26	100.0	17.4	38.0	40.6	13.8	26.8	3.9	0.1

注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図5 年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態



4 児童のいる世帯の状況

児童のいる世帯は 1141 万 1 千世帯で全世帯の 22.6% となっており、児童が「1 人」いる世帯は 529 万 3 千世帯（全世帯の 10.5%、児童のいる世帯の 46.4%）、「2 人」いる世帯は 462 万 1 千世帯（全世帯の 9.2%、児童のいる世帯の 40.5%）となっており、年次推移をみると減少傾向となっている。

また、平均児童数は 1.69 人で年次推移をみると減少傾向となっている。（表 5、図 6、図 7）

世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が 816 万 5 千世帯（児童のいる世帯の 71.6%）で最も多く、次いで「三世帯世帯」が 199 万 2 千世帯（同 17.5%）となっている（表 5、図 8）。

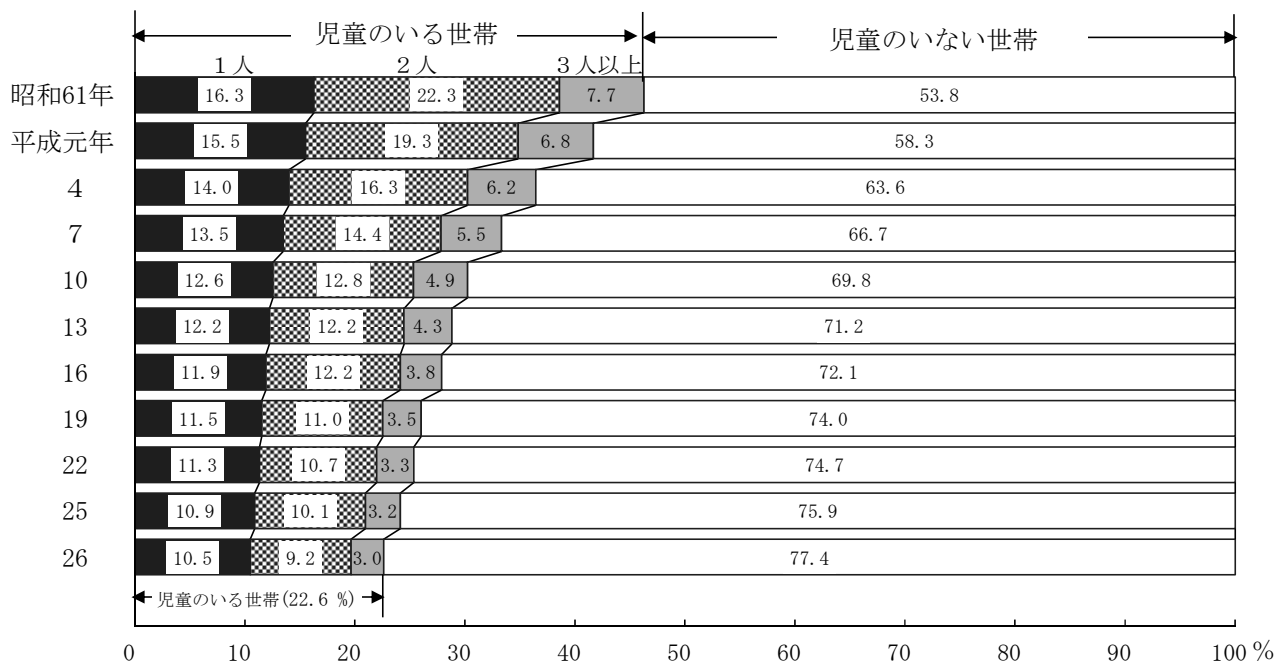
表 5 児童数別、世帯構造別児童のいる世帯数及び平均児童数の年次推移

年次	児童のいる世帯		児童数			世帯構造					児童のいる世帯の平均児童数
	全世帯に占める割合(%)	1人	2人	3人以上	核家族世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯		
	推計数（単位：千世帯）										(人)
昭和61年	17 364	(46.2)	6 107	8 381	2 877	12 080	11 359	722	4 688	596	1.83
平成元年	16 426	(41.7)	6 119	7 612	2 695	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81
4	15 009	(36.4)	5 772	6 697	2 540	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80
7	13 586	(33.3)	5 495	5 854	2 237	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78
10	13 453	(30.2)	5 588	5 679	2 185	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77
13	13 156	(28.8)	5 581	5 594	1 981	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75
16	12 916	(27.9)	5 510	5 667	1 739	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73
19	12 499	(26.0)	5 544	5 284	1 671	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71
22	12 324	(25.3)	5 514	5 181	1 628	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70
25	12 085	(24.1)	5 457	5 048	1 580	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70
26	11 411	(22.6)	5 293	4 621	1 497	9 013	8 165	848	1 992	405	1.69
	構成割合（単位：%）										
昭和61年	100.0	・	35.2	48.3	16.6	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	・
平成元年	100.0	・	37.2	46.3	16.4	69.5	65.4	4.1	26.9	3.6	・
4	100.0	・	38.5	44.6	16.9	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	・
7	100.0	・	40.4	43.1	16.5	69.3	65.1	4.3	26.9	3.7	・
10	100.0	・	41.5	42.2	16.2	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	・
13	100.0	・	42.4	42.5	15.1	71.2	66.1	5.1	24.7	4.1	・
16	100.0	・	42.7	43.9	13.5	74.2	68.5	5.7	22.5	3.3	・
19	100.0	・	44.4	42.3	13.4	75.9	69.2	6.8	20.0	4.1	・
22	100.0	・	44.7	42.0	13.2	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	・
25	100.0	・	45.2	41.8	13.1	79.6	72.0	7.5	16.3	4.2	・
26	100.0	・	46.4	40.5	13.1	79.0	71.6	7.4	17.5	3.6	・

注：1) 平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 「その他の世帯」には、「単独世帯」を含む。

図 6 児童の有（児童数）無の年次推移



注：平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図7 児童のいる世帯の児童数

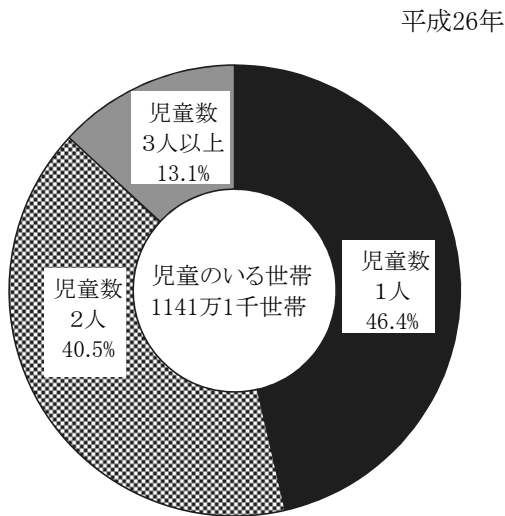
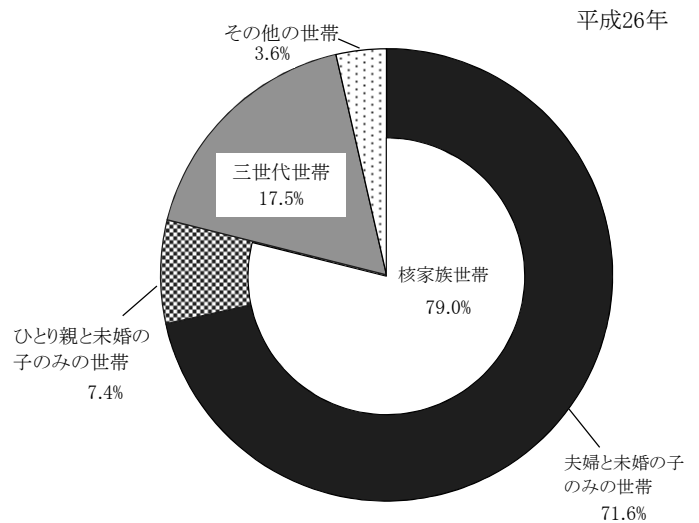


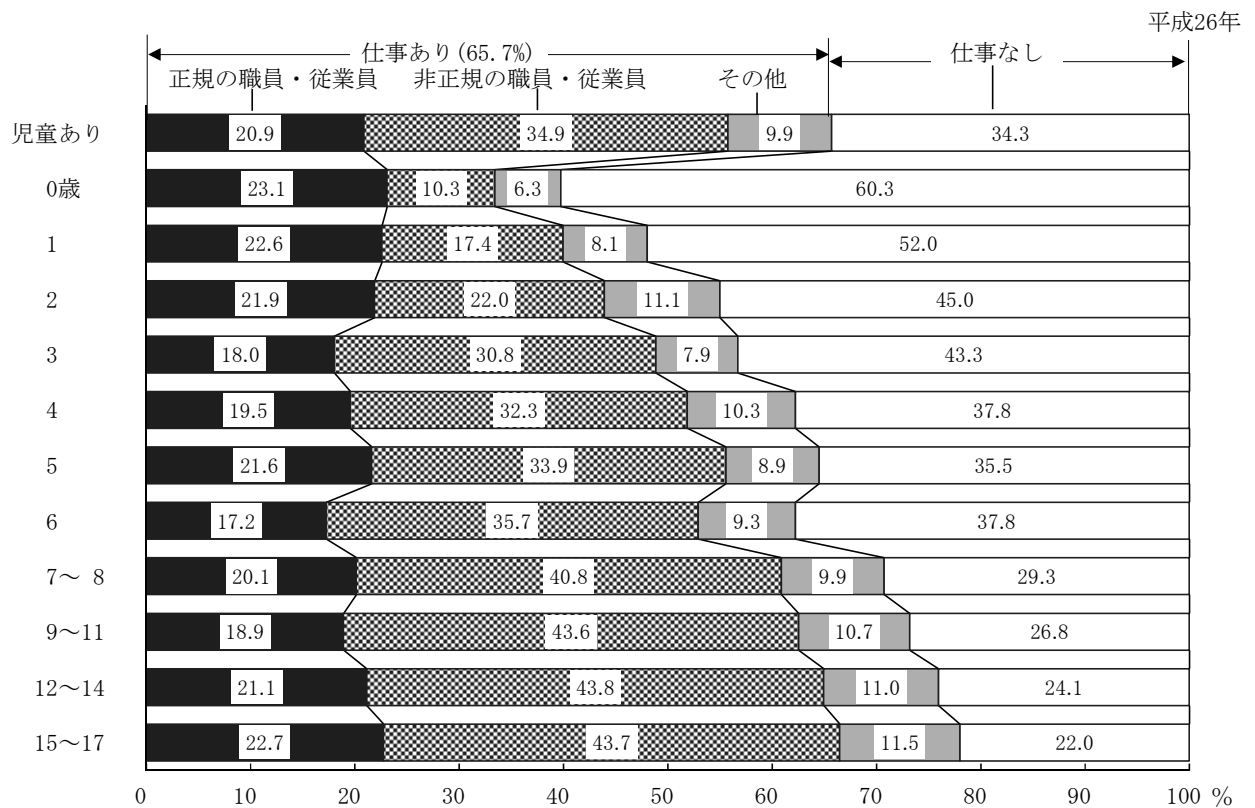
図8 児童のいる世帯の世帯構造



注：「その他の世帯」には、「単独世帯」を含む。

児童のいる世帯における母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は65.7%となっている。末子の年齢階級別にみると、末子の年齢が高くなるにしたがって「非正規の職員・従業員」の母の割合が高くなる傾向にある。（図9）

図9 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況



注：1) 「仕事の有無不詳」を含まない。

2) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤め先が不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

5 15歳以上の者の就業の状況

男の15歳以上の者の就業の状況をみると、「仕事あり」が69.9%となっており、「正規の職員・従業員」が41.1%、「非正規の職員・従業員」が11.7%となっている。

年齢階級別にみると、「仕事あり」は「25～29歳」から「55～59歳」までが9割を超える台形型となっており、「正規の職員・従業員」は「25～29歳」から「50～54歳」までが6割を超えている。

女の15歳以上の者の就業の状況をみると、「仕事あり」が49.3%となっており、「正規の職員・従業員」が16.8%、「非正規の職員・従業員」が22.3%となっている。

年齢階級別にみると、「仕事あり」は「35～39歳」を谷とするM字型となっており、「正規の職員・従業員」の割合は「20～24歳」から「30～34歳」までが3割を超え「非正規の職員・従業員」を上回っているが、それ以外の年齢階級では、「非正規の職員・従業員」が「正規の職員・従業員」を上回っている。（表6、図10）

表6 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の就業の状況

（単位：%）

平成26年

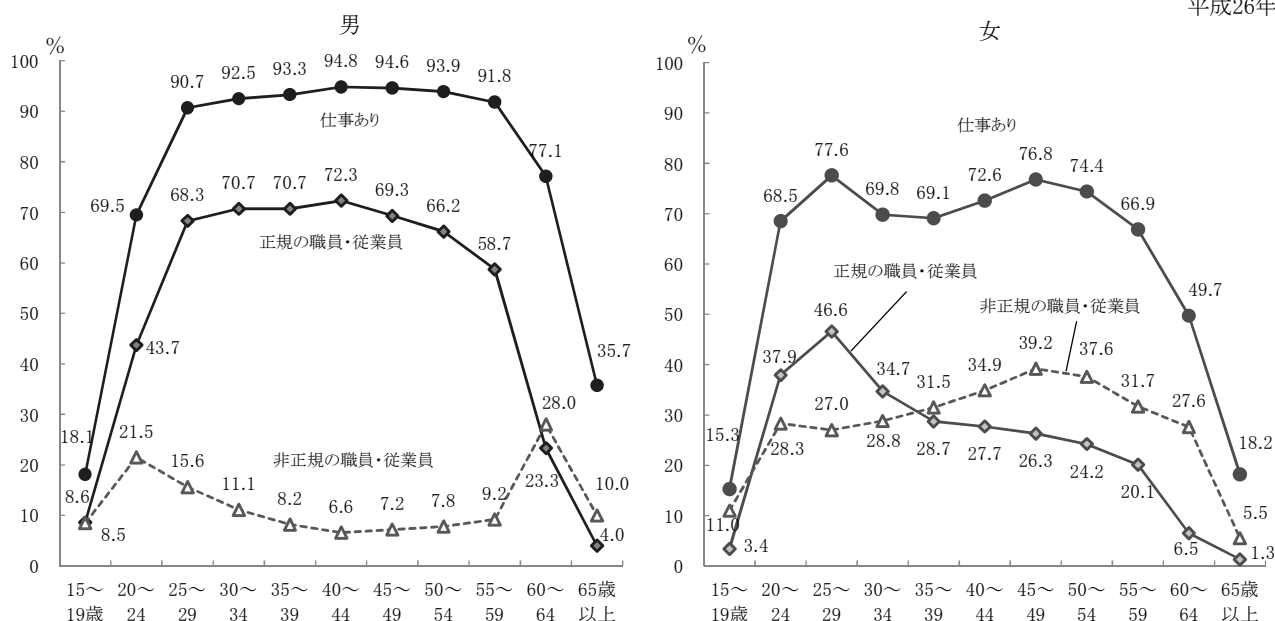
年齢階級	男						女					
	総数	仕事あり	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	その他	仕事なし	総数	仕事あり	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	その他	仕事なし
総数	100.0	69.9	41.1	11.7	17.2	30.1	100.0	49.3	16.8	22.3	10.2	50.7
15～19歳	100.0	18.1	8.6	8.5	1.0	81.9	100.0	15.3	3.4	11.0	0.9	84.7
20～24	100.0	69.5	43.7	21.5	4.4	30.5	100.0	68.5	37.9	28.3	2.3	31.5
25～29	100.0	90.7	68.3	15.6	6.8	9.3	100.0	77.6	46.6	27.0	4.0	22.4
30～34	100.0	92.5	70.7	11.1	10.7	7.5	100.0	69.8	34.7	28.8	6.3	30.2
35～39	100.0	93.3	70.7	8.2	14.4	6.7	100.0	69.1	28.7	31.5	8.9	30.9
40～44	100.0	94.8	72.3	6.6	15.9	5.2	100.0	72.6	27.7	34.9	10.0	27.4
45～49	100.0	94.6	69.3	7.2	18.2	5.4	100.0	76.8	26.3	39.2	11.4	23.2
50～54	100.0	93.9	66.2	7.8	19.9	6.1	100.0	74.4	24.2	37.6	12.6	25.6
55～59	100.0	91.8	58.7	9.2	23.9	8.2	100.0	66.9	20.1	31.7	15.1	33.1
60～64	100.0	77.1	23.3	28.0	25.7	22.9	100.0	49.7	6.5	27.6	15.6	50.3
65歳以上	100.0	35.7	4.0	10.0	21.7	64.3	100.0	18.2	1.3	5.5	11.3	81.8

注：1）「総数」には、「仕事の有無不詳」を含まない。

2）「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

図10 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の就業状況

平成26年



注：「仕事の有無不詳」を含まない。

Ⅱ 各種世帯の所得等の状況

「平成26年調査」の所得とは、平成25年1月1日から12月31日までの1年間の所得である。なお、生活意識については、平成26年7月10日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

平成25年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が528万9千円となっている。また、「高齢者世帯」が300万5千円、「児童のいる世帯」が696万3千円となっている。（表7、図11）

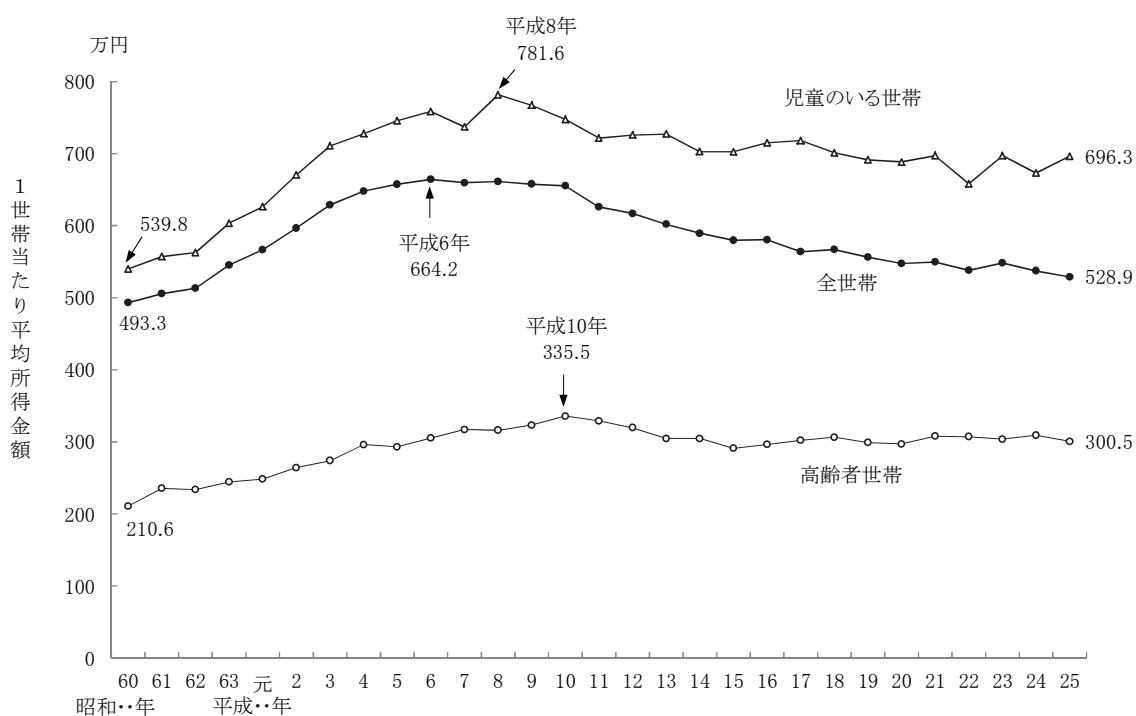
表7 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増加率	平成 16年	17	18	19	20	21	22	23	24	25
全 世 帯 (万円)	580.4	563.8	566.8	556.2	547.5	549.6	538.0	548.2	537.2	528.9
対前年増加率 (%)	0.1	△2.9	0.5	△1.9	△1.6	0.4	△2.1	1.9	△2.0	△1.5
高 齢 者 世 帯 (万円)	296.1	301.9	306.3	298.9	297.0	307.9	307.2	303.6	309.1	300.5
対前年増加率 (%)	1.8	2.0	1.5	△2.4	△0.6	3.7	△0.2	△1.2	1.8	△2.8
児童のいる世帯 (万円)	714.9	718.0	701.2	691.4	688.5	697.3	658.1	697.0	673.2	696.3
対前年増加率 (%)	1.8	0.4	△2.3	△1.4	△0.4	1.3	△5.6	5.9	△3.4	3.4

注：1) 平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2) 平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

図11 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

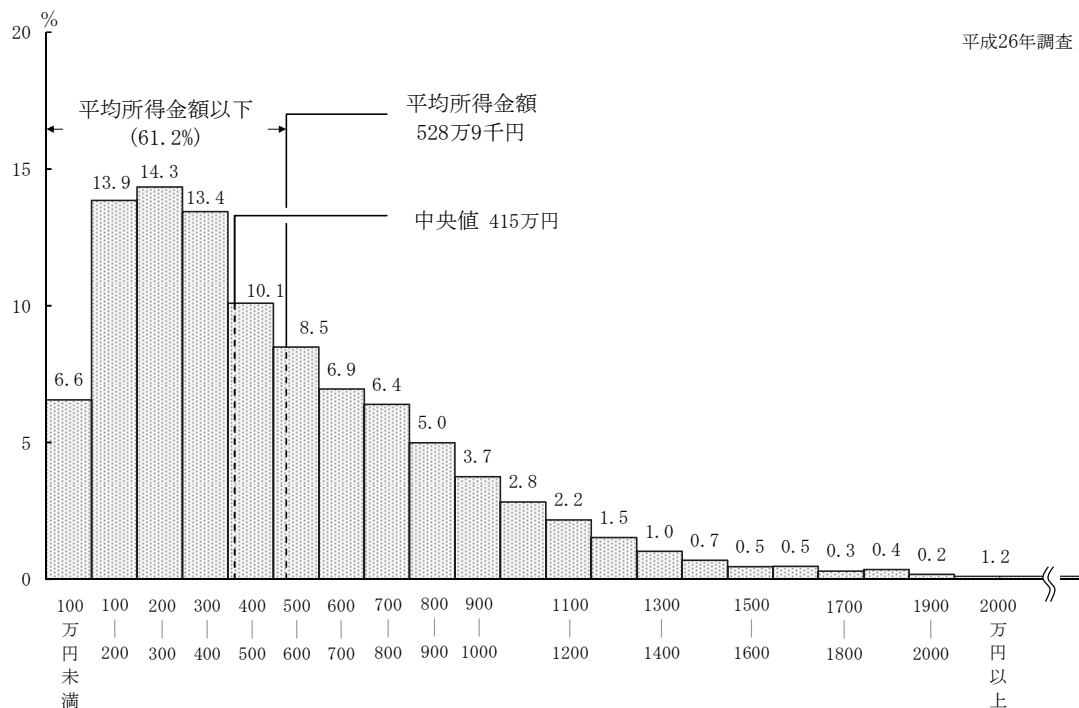
3) 平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

2 所得の分布状況

所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「200～300 万円未満」が 14.3%、「100～200 万円未満」が 13.9% 及び「300～400 万円未満」が 13.4% と多くなっている。

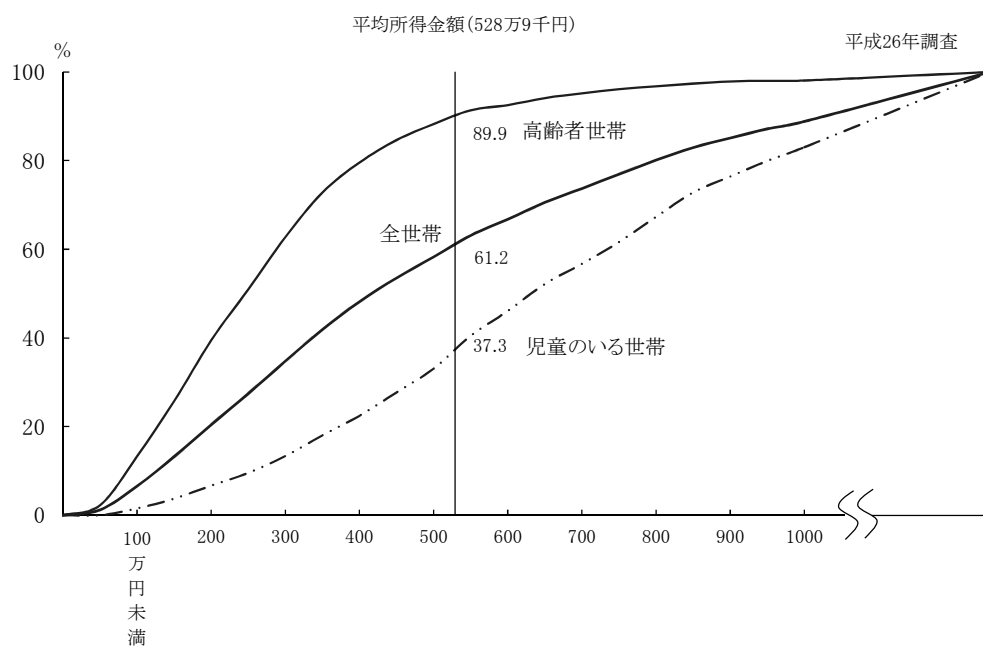
中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値）は 415 万円であり、平均所得金額（528 万 9 千円）以下の割合は 61.2% となっている。（図 12）

図 12 所得金額階級別世帯数の相対度数分布



各種世帯について、平均所得金額（528 万 9 千円）以下の割合をみると、「高齢者世帯」が 89.9%、「児童のいる世帯」が 37.3% となっている（図 13）。

図 13 各種世帯の所得金額別世帯数の累積相対度数分布

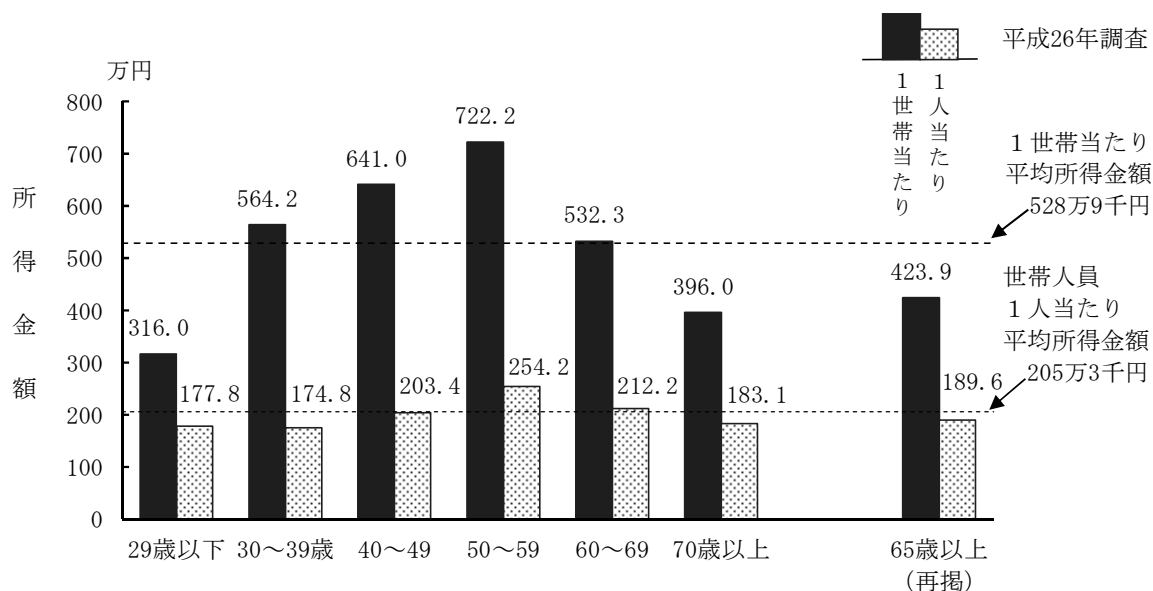


3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が722万2千円で最も高く、次いで「40～49歳」、「30～39歳」となっており、最も低いのは「29歳以下」の316万円となっている。

世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が254万2千円で最も高く、最も低いのは「30～39歳」の174万8千円となっている。（図14）

図14 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり－世帯人員1人当たり平均所得金額

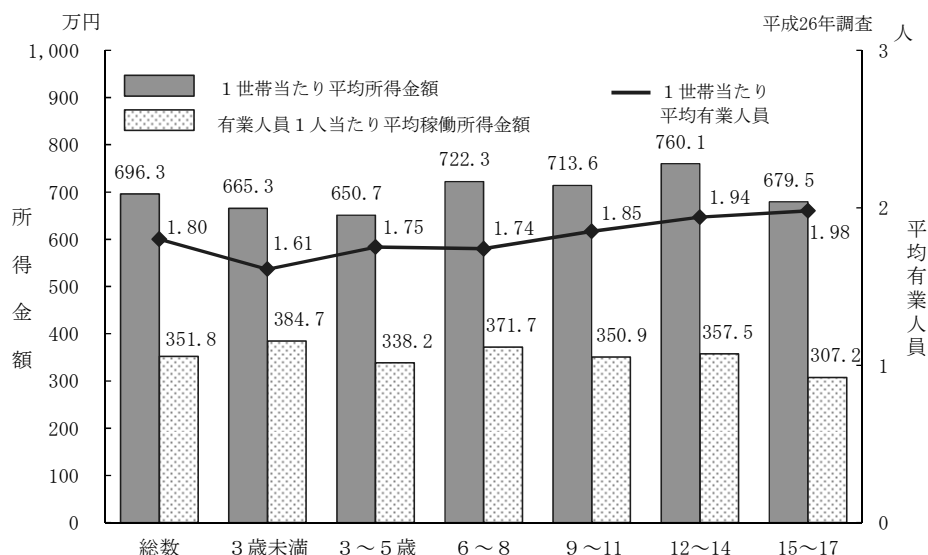


4 児童のいる世帯の所得の状況

児童のいる世帯について、末子の年齢階級別に所得の状況をみると、1世帯当たり平均所得金額は「12～14歳」が最も高く760万1千円、有業人員1人当たり平均稼働所得金額は「3歳未満」が最も高く384万7千円となっている。

また、末子の年齢階級が高いほど、1世帯当たり平均有業人員は高い傾向となっている。（図15）

図15 末子の年齢階級別にみた児童のいる世帯の所得の状況



5 所得の種類別の状況

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額をみると、全世帯では「稼働所得」が72.2%、「公的年金・恩給」が21.0%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が67.6%、「稼働所得」が18.3%となっている（表8）。

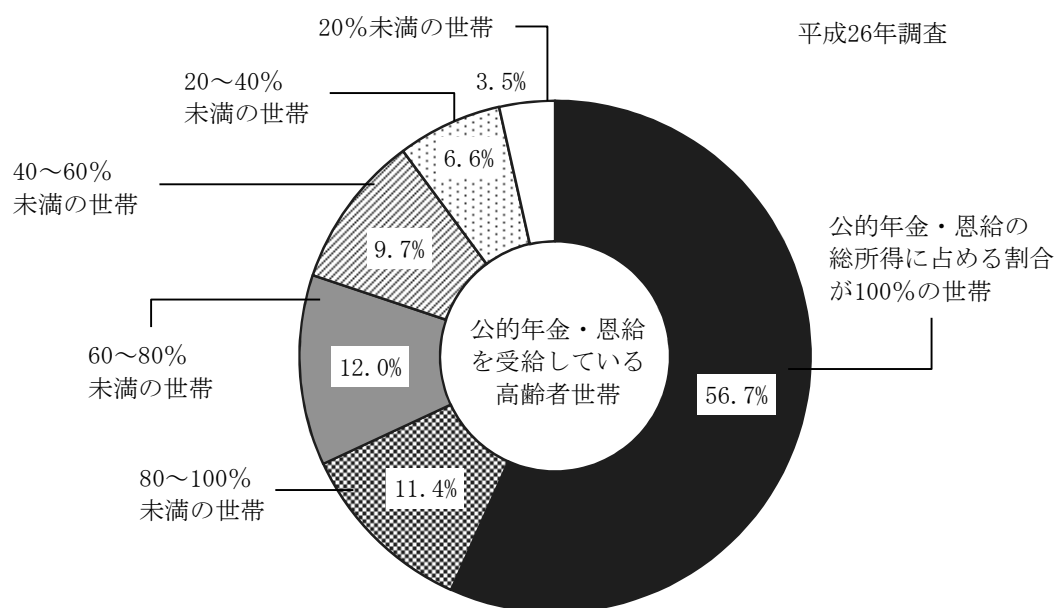
表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額

平成26年調査

世帯の種類	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩 給	財産所得	年金以外の 社会保障 給 付 金	仕 送 り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1 世 帯 当 たり 平 均 所 得 金 額 （ 単 位 ： 万 円 ）					
全 世 帯	528.9	382.0	110.8	15.5	7.1	13.6
高 齢 者 世 帯	300.5	55.0	203.3	22.9	3.4	16.0
児童のいる世帯	696.3	633.9	32.9	6.7	17.3	5.6
	1 世 帯 当 たり 平 均 所 得 金 額 の 構 成 割 合 （ 単 位 ： % ）					
全 世 帯	100.0	72.2	21.0	2.9	1.3	2.6
高 齢 者 世 帯	100.0	18.3	67.6	7.6	1.1	5.3
児童のいる世帯	100.0	91.0	4.7	1.0	2.5	0.8

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は56.7%となっている（図16）。

図16 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合

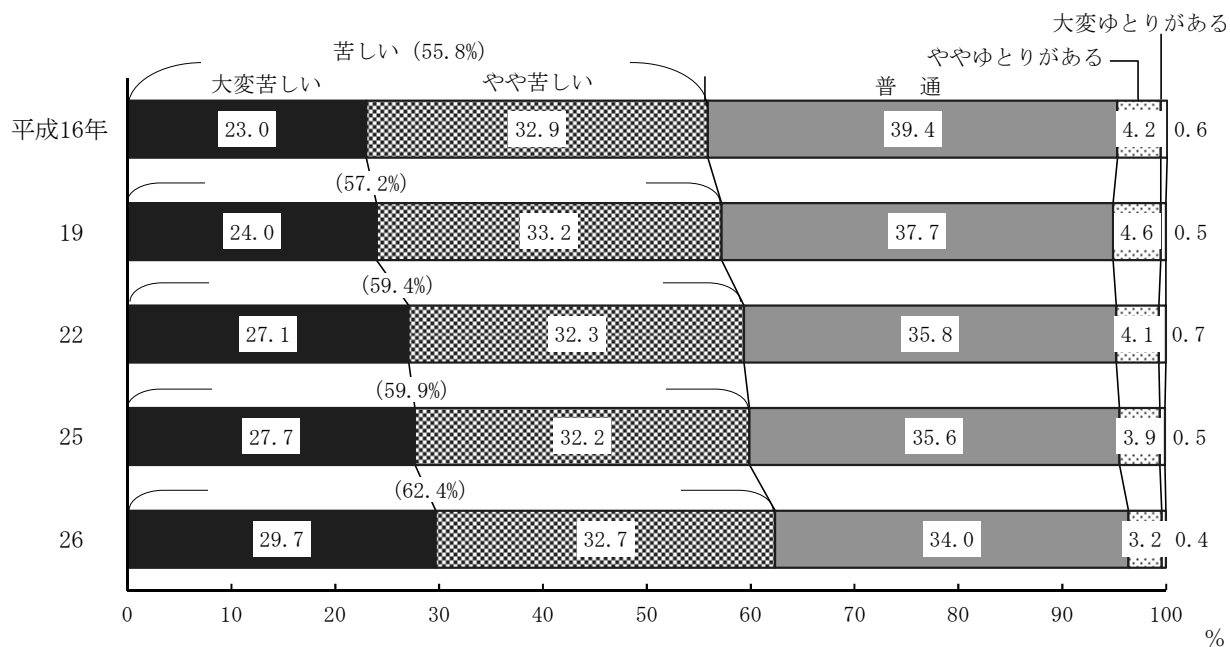


6 生活意識の状況

世帯の生活意識をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が 62.4%、「普通」が 34.0%となっている。

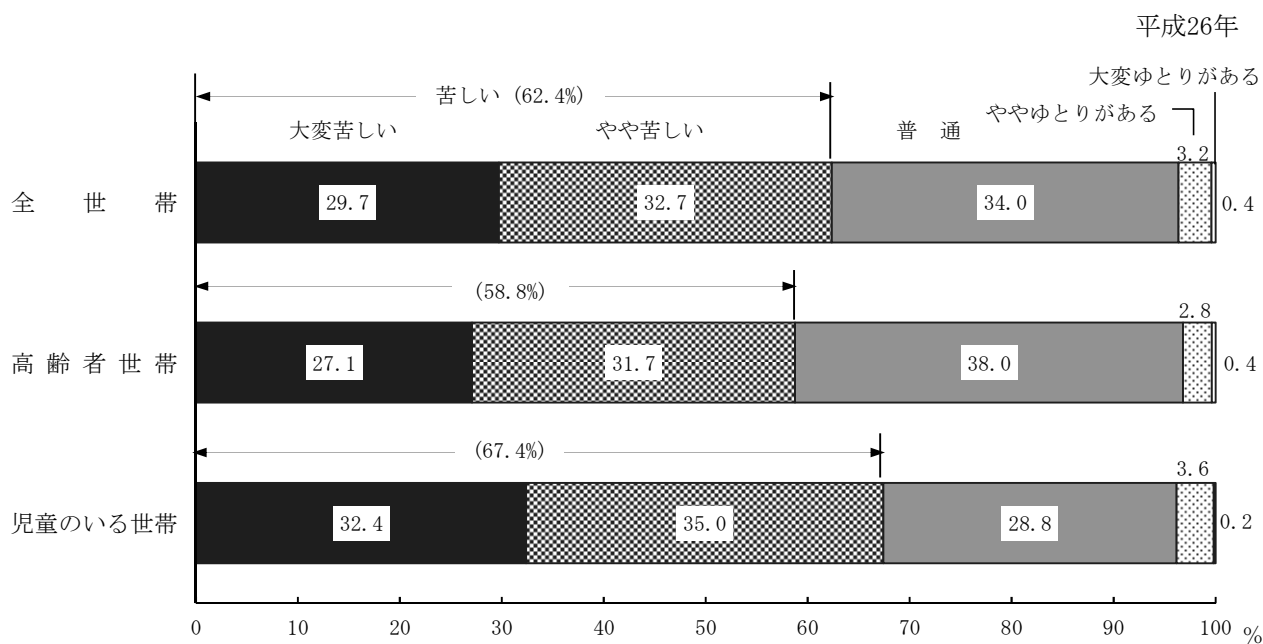
年次推移をみると、「苦しい」の割合は上昇傾向となっている。（図 17）

図 17 世帯の生活意識の年次推移



各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が 58.8%、「児童のいる世帯」が 67.4%となっている（図 18）。

図 18 各種世帯の生活意識



統 計 表

第 1 表 各種世帯別にみた世帯の状況

第 2 表 各種世帯別にみた所得の状況

第 3 表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況

第 4 表 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の就業の状況

第 5 表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

第1表 各種世帯別にみた世帯の状況

平成26年

	全 世 帯	高 齢 者 世 帯	母 子 世 帯	児 童 の い る 世 帯	65歳以上の者 の いる 世 帯
世帯数(千世帯)	50 431	12 214	732	11 411	23 572
全世帯に占める割合(%)	100.0	24.2	1.5	22.6	46.7
平均世帯人員(人)	2.49	1.53	2.66	4.03	2.41
平均有業人員(人)	1.27	0.32	0.93	1.75	0.98
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)	74.4	25.6	83.8	96.7	55.2
平均家計支出額(万円)	23.6	18.7	17.4	27.7	23.1

注：1)「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員をいう。

2)「家計支出額」とは、平成26年5月中の家計上の支出金額（飲食費（外食費・嗜好品費を含む。）、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他諸雑費など）をいい、税金、社会保険料は含まない。

第2表 各種世帯別にみた所得の状況

平成26年調査

		全 世 帯	高 齢 者 世 帯	児 童 の い る 世 帯	65歳以上の者 の いる 世 帯
	1世帯当たり平均所得金額(万円)	528.9	300.5	696.3	464.4
	1世帯当たり平均可処分所得金額(万円)	415.4	257.1	551.0	373.4
	世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)	205.3	192.8	167.3	189.7
	有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)	297.9	157.3	351.8	224.9
構 成 割 合 (%)	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0
	第Ⅰ五分位	20.0	38.6	6.4	24.6
	(第Ⅰ五分位値) 196万円				
	第Ⅱ五分位	20.0	32.0	10.2	24.5
	(第Ⅱ五分位値) 336万円				
	第Ⅲ五分位	20.0	18.7	18.8	19.7
	(第Ⅲ五分位値) 515万円				
	第Ⅳ五分位	20.0	7.4	31.7	15.0
	(第Ⅳ五分位値) 797万円				
	第Ⅴ五分位	20.0	3.3	32.9	16.2
	生活意識	100.0	100.0	100.0	100.0
	大変苦しい	29.7	27.1	32.4	29.8
	やや苦しい	32.7	31.7	35.0	33.0
	普通	34.0	38.0	28.8	34.4
	ややゆとりがある	3.2	2.8	3.6	2.6
	大変ゆとりがある	0.4	0.4	0.2	0.3

第3表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況

(単位：千人)

平成26年

末子の年齢階級	総 数	仕事あり	正 規 の	非 正 規 の	そ の 他	仕事なし
			職 員 ・ 従 業 員	職 員 ・ 従 業 員		
児 童 あ り	11 027	7 243	2 299	3 849	1 095	3 784
0 歳	835	332	193	86	53	503
1	906	435	205	157	73	471
2	807	444	177	178	89	363
3	657	373	119	203	52	284
4	573	357	112	185	59	217
5	543	350	117	184	48	193
6	556	346	96	198	52	210
7～8	1 060	750	213	432	105	310
9～11	1 596	1 168	302	696	170	428
12～14	1 764	1 339	373	773	194	425
15～17	1 729	1 349	393	756	199	380

注：1)「総数」には、「仕事の有無不詳」を含まない。

2)「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

第4表 性・年齢階級別にみた15歳以上の者の就業の状況

(単位：千人)

平成26年

性 年 齢 階 級	総 数	仕事あり	正 規 の	非 正 規 の	そ の 他	仕事なし
			職 員 ・ 従 業 員	職 員 ・ 従 業 員		
総数	107 776	63 748	30 611	18 574	14 563	44 029
15～19歳	5 993	1 000	358	586	56	4 993
20～24	5 183	3 578	2 117	1 285	176	1 604
25～29	5 667	4 769	3 256	1 206	307	898
30～34	6 465	5 248	3 410	1 290	548	1 216
35～39	8 082	6 535	3 973	1 629	933	1 547
40～44	9 085	7 603	4 541	1 889	1 173	1 483
45～49	8 103	6 933	3 836	1 904	1 193	1 170
50～54	8 010	6 725	3 587	1 844	1 294	1 285
55～59	8 373	6 619	3 264	1 733	1 623	1 754
60～64	9 817	6 183	1 436	2 733	2 014	3 634
65歳以上	32 998	8 555	833	2 476	5 246	24 443
男	51 461	35 985	21 147	6 011	8 827	15 476
15～19歳	2 976	539	255	254	29	2 437
20～24	2 642	1 837	1 154	567	116	805
25～29	2 841	2 576	1 939	443	194	265
30～34	3 238	2 997	2 291	360	346	241
35～39	3 936	3 671	2 781	324	566	265
40～44	4 538	4 304	3 282	302	720	235
45～49	3 966	3 754	2 749	284	721	212
50～54	3 917	3 680	2 595	306	779	237
55～59	4 099	3 762	2 405	378	978	337
60～64	4 754	3 666	1 109	1 333	1 224	1 088
65歳以上	14 554	5 201	587	1 460	3 154	9 353
女	56 315	27 763	9 464	12 563	5 737	28 553
15～19歳	3 017	461	102	332	27	2 556
20～24	2 541	1 741	963	719	59	800
25～29	2 825	2 193	1 317	763	113	632
30～34	3 227	2 252	1 120	930	203	975
35～39	4 146	2 864	1 192	1 305	367	1 282
40～44	4 547	3 299	1 259	1 587	454	1 248
45～49	4 137	3 179	1 087	1 619	472	958
50～54	4 093	3 045	992	1 538	515	1 048
55～59	4 274	2 858	859	1 354	644	1 417
60～64	5 063	2 517	328	1 400	790	2 546
65歳以上	18 445	3 354	246	1 016	2 092	15 090

注：1)「総数」には、「仕事の有無不詳」を含まない。

2)「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

第5表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

平成26年調査

所得金額階級	全世帯		高齢者世帯		児童のいる世帯		65歳以上の者の いる世帯	
	累積相対度数分布	相対度数分布	累積相対度数分布	相対度数分布	累積相対度数分布	相対度数分布	累積相対度数分布	相対度数分布
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
総数	・	100.0	・	100.0	・	100.0	・	100.0
50万円未満	1.2	1.2	2.2	2.2	－	－	1.2	1.2
50～100	6.6	5.4	13.2	11.0	1.5	1.5	7.9	6.7
100～150	13.2	6.7	25.7	12.5	3.7	2.2	15.8	7.9
150～200	20.4	7.2	39.5	13.8	6.7	2.9	25.1	9.3
200～250	27.5	7.0	50.9	11.5	9.6	2.9	33.6	8.6
250～300	34.8	7.3	62.7	11.8	13.4	3.8	43.0	9.4
300～350	41.9	7.1	72.8	10.1	18.0	4.7	51.2	8.2
350～400	48.2	6.3	79.6	6.8	22.4	4.4	58.0	6.8
400～450	53.5	5.3	84.6	5.1	27.7	5.3	63.0	5.0
450～500	58.3	4.8	88.3	3.6	33.1	5.3	67.5	4.5
500～600	66.8	8.5	92.5	4.3	46.1	13.0	74.0	6.6
600～700	73.7	6.9	95.2	2.7	56.7	10.6	79.5	5.5
700～800	80.1	6.4	96.8	1.6	67.3	10.6	83.9	4.4
800～900	85.1	5.0	97.9	1.1	76.4	9.1	88.0	4.1
900～1000	88.8	3.7	98.1	0.2	83.0	6.6	91.0	3.0
1000万円以上	100.0	11.2	100.0	1.9	100.0	17.0	100.0	9.0
平均所得金額 (528万9千円) 以下の割合(%)	61.2		89.9		37.3		70.0	
中央値(万円)	415		242		627		340	

用 語 の 説 明

- 1 「**世帯**」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「**世帯主**」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「**世帯員**」とは、世帯を構成する各人をいう。
なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。
- 4 「**世帯構造**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯員が1人だけの世帯をいう。
 - (2) 核家族世帯
 - ア 夫婦のみの世帯
世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。
 - イ 夫婦と未婚の子のみの世帯
夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯
父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 - (3) 三世代世帯
世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 5 「**世帯類型**」は、次の分類による。
 - (1) 高齢者世帯
65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 - (2) 母子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (3) 父子世帯
死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。
 - (4) その他の世帯
上記(1)～(3)以外の世帯をいう。
- 6 「**児童**」とは、18歳未満の未婚の者をいう。
- 7 「**家族形態**」は、次の分類による。
 - (1) 単独世帯
世帯に1人だけの場合をいう。
 - (2) 夫婦のみの世帯
配偶者のみと同居している場合をいう。

(3) 子と同居

ア 子夫婦と同居

イ 配偶者のいない子と同居

未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。

(4) その他の親族と同居

子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。

(5) 非親族と同居

上記(1)～(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

8 「仕事あり」とは、平成26年5月中に所得を伴う仕事をもっていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。

(1) 雇用者であって、平成26年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合（例えば、病気で休んでいる場合）

(2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、平成26年5月中に事業は経営されていた場合

(3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合

(4) 職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中である場合

なお、「仕事あり」は以下の勤めか自営かの別①～⑩に分類される。

① 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）

② 一般常雇者（契約期間が1年以上の雇用者）

③ 1月以上1年未満の契約の雇用者

④ 日々又は1月未満の契約の雇用者

⑤ 会社・団体等の役員

⑥ 自営業主（雇人あり）

⑦ 自営業主（雇人なし）

⑧ 家族従業者

⑨ 内職

⑩ その他

9 「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」は、次の勤め先での呼称の分類による。

(1) 正規の職員・従業員とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

(2) 非正規の職員・従業員とは、以下の呼称で呼ばれている者をいう。

ア パート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

イ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

ウ 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。

エ 嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

オ その他

上記ア～エ以外の者をいう。

なお、勤め先での呼称は、上記 8 「仕事あり」を勤めか自営かの別①～⑩に分類したもののうち、役員以外の雇用者である①～④について分類したものである。

- 10 「中央値」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値をいう。
- 11 「所得五分位階級」は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて 5 等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値（五分位境界値）という。
- 12 「所得の種類」は、次の分類による。
- （１）稼働所得
- 雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
- ア 雇用者所得
- 世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。
- なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。
- イ 事業所得
- 世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。
- ウ 農耕・畜産所得
- 世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。
- エ 家内労働所得
- 世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。
- （２）公的年金・恩給
- 世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額（２つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。
- （３）財産所得
- 世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。
- （４）年金以外の社会保障給付金
- ア 雇用保険
- 世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付をいう。
- イ 児童手当等
- 世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。
- ウ その他の社会保障給付金
- 世帯員が受けた上記（２）、（４）ア、イ以外の社会保障給付金（生活保護法による扶助など）をいう。ただし、現物給付は除く。
- （５）仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
- ア 仕送り
- 世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。
- イ 企業年金・個人年金等
- 公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。
- ウ その他の所得

上記（１）～（４）、（５）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

- 13 **「生活意識」**とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が５区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。